■ 「富山市エコタウン地区地域環境計画」における環境目標値

[環境目標値とは]

環境目標値とは、平成14年度に策定している「富山市エコタウン地区地域環境計画」で、 エコタウン地区とその周辺の生活環境を保全、監視するために実施する環境調査の目標値の ことである。

環境目標値における評価基準は、A、Bの2段階で評価を行うこととしている。A評価に ついては周辺環境において問題なく操業している状態といえるが、B評価については周辺環 境において状態が悪化している傾向にある。

そのため、B評価については、その要因を分析し、市と事業者とで協議を行い改善策を考 える必要がある。

環境目標値に対する評価基準値は以下のとおりである。

表 環境目標値に対する評価基準

環境	野畑百口	監視基準	モニタリング結果の評価			
要素	監視項目	监倪基平	A	В		
大気汚染	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状 物質	二酸化窒素 (98%値): 0.04~0.06ppm のゾーン内またはそれ以下 二酸化窒素 (年平均値): 0.016ppm以下 二酸化硫黄 (2%除外値): 0.04ppm以下 二酸化硫黄 (年平均値): 0.020ppm以下 浮遊粒子状物質(2%除外値): 0.10mg/m³ ※監視基準値目安を追加する。 年平均値以外はすべて1日平均値	二酸化窒素 98%值 0.06ppm以下、年平均值 0.016ppm以下 二酸化硫黄 2%除外值 0.04ppm以下、年平均值 0.020ppm以下 浮遊粒子状物質 2%除外值 0.10mg/m³以下	二酸化窒素 98%値 0.06ppmを超え、年平均値0.016ppmを超える 二酸化硫黄 2%除外値 0.04ppmを超え、年平均値0.020ppmを超える 浮遊粒子状物質 2%除外値0.10mg/m³を超える		
騒音	施設供用時騒音レベル	朝 65 デシベル以下 昼 70 デシベル以下 夕 65 デシベル以下 夜 63 デシベル以下	すべての監視基準を満足	いずれかの監視基準値を 満足しない		
振動	施設供用時振動レベル	55 デシベルを超えないこと	55 デシベル以下	55 デシベルを超える		
悪臭	悪臭	臭気濃度 10 以下 (大部分の住民が日常 生活において感知しない程度)	臭気濃度 10 以下	臭気濃度 10 を超える		

■「富山市エコタウン地区地域環境計画」における排出目標値

富山市エコタウンではエコタウン事業を開始するにあたり、地元住民の安全と安心を第一と考えるとともに周辺地区との環境共生を目的とした「富山市エコタウン地区地域環境計画」を、地元住民及びエコタウン進出事業者の意見を聴きながら、平成14年度に策定しました。

[排出目標値とは]

排出目標値とは、平成 14 年度に策定している「富山市エコタウン地区地域環境計画」で、 事業者から排出される汚染物質や騒音、振動、悪臭などの目標値のことです。

(排出目標値は、法律等で定められる規制基準値よりも厳しい値で設定されています。)

事業者は、環境保全に関する協定書及び富山市エコタウン地区地域環境計画により、排出 目標値に対しての評価を行うため年2回程度の頻度を定めて測定を行い、その結果を市に報 告することになっています。

排出目標値における評価基準は、AからCの3段階で評価を行うこととしています。A評価については排出項目において問題なく操業している状態と言えますが、C評価に向かうにつれて排出項目において操業の状態が悪化している傾向にあると言えます。

そのため、C評価については、事業者が自らその要因を分析し、市と協議を行い改善策を 講じることとしています。

排出目標値に対する評価基準値は以下のとおりになります。

モニタリング結果の評価 対象施設 項目 排出目標値 規制基準値 В 大気 高温炭化炉 K値 1.87 K値 2.34 K値 1.87 未 K値 1.87 以 K値 2.34 以 汚染 /低温炭化装置 上 2.34 未満 二酸 アルミニウム溶 化硫 解炉 黄 マイクロガスタ 設備規模が規制対 K値 1.87 未 K値 1.87 以 K値187 ービン 象以下により基準 湍 上. 温水ボイラー 値なし 高温炭化炉 200ppm 未 200ppm 以 250ppm 以 200ppm250ppm 二酸 /低温炭化装置 満 上 上 化窒 250ppm 未 アルミニウム 144ppm 180ppm 144ppm 未 144ppm 以 180ppm 以 溶解炉 上 上 180ppm 未 マイクロガス 70ppm 設備規模が規制対 70ppm 未満 70ppm 以上 タービン 象以下により基準 値なし 温水ボイラー 設備規模が規制対 150ppm150ppm 未 150ppm 以 象以下により基準 満 上 値なし

表 排出目標に対する評価基準

			プラスチック 油化設備	180ppm	設備規模が規制対 象以下により基準 値なし	180ppm 未 満	180ppm 以 上	_
		ばい	高温炭化炉 /低温炭化装置	0.12g/Nm ³	0.15g/Nm ³	0.12g/Nm³ 未満	0.12g/Nm³ 以上 0.15g/Nm³ 未満	0.15g/Nm³ 以上
		じん	アルミニウム 溶解炉	0.08g/Nm ³	0.10g/Nm ³	0.08g/Nm³ 未満	0.08g/Nm³ 以上 0.10g/Nm³ 未満	0.10g/Nm³ 以上
		塩化	高温炭化炉 /低温炭化装置	560mg/Nm	700mg/Nm ³	560mg/Nm³ 未満	560mg/Nm³ 以上	700mg/Nm³ 以上
		水素	アルミニウム 溶解炉 高温炭化炉	4.0ng-TEQ/	5.0ng-TEQ/ Nm ³	4.0ng-TEQ/	700mg/Nm³ 未満 4.0ng-TEQ/	5.0ng-TEQ/
		ダイ オキ	/低温炭化装置	Nm ³	5.011g TEQ/141119	Nm ³ 未満	Nm ³ 以上 5.0ng-TEQ/ Nm ³ 未満	Nm ³ 以上
		シン 類	アルミニウム 溶解炉	0.8ng-TEQ/ Nm³	1.0ng-TEQ/ Nm ³	0.8ng-TEQ/ Nm³未満	0.8ng-TEQ/ Nm ³ 以上 1.0ng-TEQ/ Nm ³ 未満	1.0ng-TEQ/ Nm³以上
		一酸 化炭 素	高温炭化炉 /低温炭化装置	80ppm	100ppm	80ppm 未満	80ppm 以上 100ppm 未 満	100ppm 以 上
		硫化 水素	脱硫塔	16ррт	20ррт	16ppm 未満	16ppm 以上 20ppm 未満	20ppm 以上
		アン モニ ア	脱硫塔	160ppm	200ppm	160ppm 未 満	160ppm 以 上 200ppm 未 満	200ppm 以 上
水質汚濁		рΗ		5.8~8.6	5を超え9未満	5.8~8.6	5 を超え 5.8 未満または 8.6 を超え 9 未満	5以下また は9以上
	下水	B O D		480mg/l	600mg/l	480mg/l 未 満	480mg/l 以 上 600mg/l 未満	600mg/l以 上
		SS		480mg/l	600mg/l	480mg/l 未 満	480mg/l 以 上 600mg/l 未満	600mg/l 以 上
	雨水	SS		120mg/l	_	120mg/l 未 満	120mg/l 以 上	_
		油分		油膜が認め られないこ と	_	油膜が認め られない	油膜が認め られる	_
騒音		昼間		70dB	工業専用地域につ き規制基準なし	70dB 未満	70dB 以上	_
	音	朝夕		65dB	工業専用地域につき規制基準なし	65dB 未満	65dB以上	_
		夜間		63dB	工業専用地域につき規制基準なし	63dB 未満	63dB以上	_
振動	動	昼間		65dB	工業専用地域につき規制基準なし	65dB 未満	65dB以上	_
		夜間	# > 7	60dB	工業専用地域につき規制基準なし	60dB 未満	60dB以上	-
悪臭		アン モニ ア	生ごみ処理棟等	1ppm	2ppm	1ppm 未満	1ppm 以上 2ppm 未満	2ppm 以上
		臭気		周辺の人の多数でないと認められる程度	周辺の人の多数が 不快を感じないと 認められる程度	臭気濃度 10 以下	-	臭気濃度 10 を超える